

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">危害予防規程の指針（その1）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 用語の定義</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>3.2 位置付け</p> <p>3.3 保安教育計画との関連</p> <p>3.4 危害予防規程に掲げるべき事項</p> <p>4 保安管理体制</p> <p>4.1 保安管理組織</p> <p>4.2 保安に関する協定</p> <p>4.3 規則、規定類の管理</p> <p>4.4 保安査察</p> <p>5 事業所の長及び冷凍保安責任者の職務</p> <p>5.1 事業所の長の職務</p> <p>5.2 冷凍保安責任者及び同代理者の職務</p> <p>6 施設に関する保安管理</p> <p>6.1 施設の技術基準</p>	<p style="text-align: center;">危害予防規程の指針（その1）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 用語の定義</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>3.2 位置付け</p> <p>3.3 保安教育計画との関連</p> <p>3.4 危害予防規程に掲げるべき事項</p> <p>4 保安管理体制</p> <p>4.1 保安管理組織</p> <p>4.2 保安に関する協定</p> <p>4.3 規則、規定類の管理</p> <p>4.4 保安査察</p> <p>5 事業所の長及び冷凍保安責任者の職務</p> <p>5.1 事業所の長の職務</p> <p>5.2 冷凍保安責任者及び同代理者の職務</p> <p>6 施設に関する保安管理</p> <p>6.1 施設の技術基準</p>

改正案	現 行
6.2 施設管理の規定類の作成及び実施	6.2 施設管理の規定類の作成及び実施
6.3 施設の保安管理の記録	6.3 施設の保安管理の記録
6.4 巡視点検	6.4 巡視点検
6.5 保安検査等	6.5 保安検査等
6.6 工事・修理等を行うときの保安管理	6.6 工事・修理等を行うときの保安管理
7 運転、操作等に関する保安管理	7 運転、操作等に関する保安管理
7.1 運転及びその管理を行う者	7.1 運転及びその管理を行う者
7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施	7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施
7.3 製造の方法	7.3 製造の方法
7.4 交替勤務の引継	7.4 交替勤務の引継
7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止	7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止
8 異常状態に対する措置	8 異常状態に対する措置
8.1 不調・故障に対する措置	8.1 不調・故障に対する措置
8.2 事故・災害に対する措置	8.2 事故・災害に対する措置
8.3 人身事故に対する措置	8.3 人身事故に対する措置
8.4 異常状態に関する記録	8.4 異常状態に関する記録
8.5 関係事業所、協力会社等との関連	8.5 関係事業所、協力会社等との関連
9 <u>大規模な地震に係る防災及び減災対策</u>	
9.1 <u>地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立</u>	
9.2 <u>緊急措置訓練、避難訓練等の実施</u>	
9.3 <u>事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認</u>	
9.4 <u>その他必要な教育訓練等の実施</u>	
10 保安教育等	9 保安教育等
10.1 保安教育の計画及び実施	9.1 保安教育の計画及び実施
10.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用	9.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用

改正案	現 行
<p><u>10.3</u> 事故・災害対策訓練</p> <p><u>10.4</u> 改善提案等</p> <p><u>10.5</u> 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p><u>11</u> 記録の備えつけ</p> <p><u>11.1</u> 製造施設等の記録</p> <p><u>11.2</u> 運転日誌</p> <p><u>11.3</u> 記録の保存</p> <p><u>12</u> 危害予防規程の制定及び変更</p> <p><u>12.1</u> 作成、制定及び変更の方法</p> <p><u>12.2</u> 届出及び発効</p> <p><u>12.3</u> 経過の記録</p> <p><u>13</u> 対象となる事業所が追加で定めなければならない事項</p>	<p><u>9.3</u> 事故・災害対策訓練</p> <p><u>9.4</u> 改善提案等</p> <p><u>9.5</u> 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p><u>10</u> 記録の備えつけ</p> <p><u>10.1</u> 製造施設等の記録</p> <p><u>10.2</u> 運転日誌</p> <p><u>10.3</u> 記録の保存</p> <p><u>11</u> 危害予防規程の制定及び変更</p> <p><u>11.1</u> 作成、制定及び変更の方法</p> <p><u>11.2</u> 届出及び発効</p> <p><u>11.3</u> 経過の記録</p>
<p>危害予防規程の指針（その2）</p> <p>目 次</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 用語の定義</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p>	<p>危害予防規程の指針（その2）</p> <p>目 次</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 用語の定義</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p>

改正案	現 行
3.2 位置付け	3.2 位置付け
3.3 保安教育計画との関連	3.3 保安教育計画との関連
3.4 危害予防規程に掲げるべき事項	3.4 危害予防規程に掲げるべき事項
4 保安管理体制	4 保安管理体制
4.1 保安管理組織	4.1 保安管理組織
4.2 保安に関する協定	4.2 保安に関する協定
4.3 規則、規定類の管理	4.3 規則、規定類の管理
4.4 保安査察	4.4 保安査察
5 事業所の長及び取扱責任者の職務	5 事業所の長及び取扱責任者の職務
5.1 事業所の長の職務	5.1 事業所の長の職務
5.2 取扱責任者の職務	5.2 取扱責任者の職務
6 施設に関する保安管理	6 施設に関する保安管理
6.1 施設の技術基準	6.1 施設の技術基準
6.2 施設管理の規定類の作成及び実施	6.2 施設管理の規定類の作成及び実施
6.3 施設の保安管理の記録	6.3 施設の保安管理の記録
6.4 巡視点検	6.4 巡視点検
6.5 保安検査等	6.5 保安検査等
6.6 工事・修理等を行うときの保安管理	6.6 工事・修理等を行うときの保安管理
7 運転、操作等に関する保安管理	7 運転、操作等に関する保安管理
7.1 運転及びその管理を行う者	7.1 運転及びその管理を行う者
7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施	7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施
7.3 製造の方法	7.3 製造の方法
7.4 交替勤務の引継	7.4 交替勤務の引継
7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止	7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止
8 異常状態に対する措置	8 異常状態に対する措置

改正案	現 行
<p>8.1 不調・故障に対する措置</p> <p>8.2 事故・災害に対する措置</p> <p>8.3 人身事故に対する措置</p> <p>8.4 異常状態に関する記録</p> <p>8.5 関係事業所、協力会社等との関連</p> <p><u>9 大規模な地震に係る防災及び減災対策</u></p> <p><u>9.1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立</u></p> <p><u>9.2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施</u></p> <p><u>9.3 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認</u></p> <p><u>9.4 その他必要な教育訓練等の実施</u></p> <p>10 保安教育等</p> <p>10.1 保安教育の計画及び実施</p> <p>10.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用</p> <p>10.3 事故・災害対策訓練</p> <p>10.4 改善提案等</p> <p>10.5 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p>11 記録の備えつけ</p> <p>11.1 製造施設等の記録</p> <p>11.2 運転日誌</p> <p>11.3 記録の保存</p> <p>12 危害予防規程の制定及び変更</p> <p>12.1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>12.2 届出及び発効</p> <p>12.3 経過の記録</p>	<p>8.1 不調・故障に対する措置</p> <p>8.2 事故・災害に対する措置</p> <p>8.3 人身事故に対する措置</p> <p>8.4 異常状態に関する記録</p> <p>8.5 関係事業所、協力会社等との関連</p> <p>9 保安教育等</p> <p>9.1 保安教育の計画及び実施</p> <p>9.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用</p> <p>9.3 事故・災害対策訓練</p> <p>9.4 改善提案等</p> <p>9.5 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p>10 記録の備えつけ</p> <p>10.1 製造施設等の記録</p> <p>10.2 運転日誌</p> <p>10.3 記録の保存</p> <p>11 危害予防規程の制定及び変更</p> <p>11.1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>11.2 届出及び発効</p> <p>11.3 経過の記録</p>

改正案	現行
<p>13 対象となる事業所が追加で定めなければならない事項</p> <p>附属書 A(参考) 日常の保安管理体制と緊急時の防災体制が異なる場合の例 附属書 B(参考) 全社的な統一管理機構による保安管理体制の場合の例 附属書 C(規定) <u>地震防災規程の指針</u> 附属書 D(規定) <u>南海トラフ地震防災規程の指針</u> 附属書 E(規定) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</u> 附属書 F(規定) <u>津波防災規程の指針</u></p> <p>解説</p> <p style="text-align: center;">危害予防規程の指針（その1）</p> <p>1 適用範囲 この指針は、法第 27 条の 4 に規定されている第一種製造者で冷凍保安責任者を選任する必要のある事業所を対象とする。</p> <p>2 用語の定義 この指針で用いる用語の定義は、冷凍保安規則、容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次による。</p> <p>2.1</p>	<p>附属書 A(参考) 日常の保安管理体制と緊急時の防災体制が異なる場合の例 附属書 B(参考) 全社的な統一管理機構による保安管理体制の場合の例</p> <p>解説</p> <p style="text-align: center;">危害予防規程の指針（その1）</p> <p>1 適用範囲 この指針は、法第 27 条の 4 に規定されている第一種製造者で冷凍保安責任者を選任する必要のある事業所を対象とする。</p> <p>2 用語の定義 この指針で用いる用語の定義は、冷凍保安規則、容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次による。</p> <p>2.1</p>

改正案	現行
<p>保安規則等 冷凍保安規則、容器保安規則、一般高圧ガス保安規則及びこれらに基づく告示、 例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>2.2</p> <p>特別規程 法により制定することが義務づけられた規程等</p> <p>2.3</p> <p>規定類 会社又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等</p> <p>2.4</p> <p>協力会社 高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う請負会社、外 注会社等</p> <p>2.5</p> <p>異常状態 異常の原因、程度及び被害の状況により区分される 2.5.1～2.5.4 の不調、故障、 事故及び災害を総称したもの</p> <p>2.5.1</p> <p>不調 正常でない乱れた状態であるが、運転を停止することなく、正常に戻しうる状 態</p> <p>2.5.2</p> <p>故障 設備を正常な手順により停止して、補修等の措置を要するが、人員に損傷なく、 また、その設備以外には損害を及ぼさない状態</p>	<p>保安規則等 冷凍保安規則、容器保安規則、一般高圧ガス保安規則及びこれらに基づく告示、 例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>2.2</p> <p>特別規程 法により制定することが義務づけられた規程等</p> <p>2.3</p> <p>規定類 会社又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等</p> <p>2.4</p> <p>協力会社 高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う請負会社、外 注会社等</p> <p>2.5</p> <p>異常状態 異常の原因、程度及び被害の状況により区分される 2.5.1～2.5.4 の不調、故障、 事故及び災害を総称したもの</p> <p>2.5.1</p> <p>不調 正常でない乱れた状態であるが、運転を停止することなく、正常に戻しうる状 態</p> <p>2.5.2</p> <p>故障 設備を正常な手順により停止して、補修等の措置を要するが、人員に損傷なく、 また、その設備以外には損害を及ぼさない状態</p>

改正案	現 行
<p>2.5.3 事故 破壊、漏えい、火災又は爆発等が起こり、緊急措置を必要とし、設備に若干の損害を生ずるが、事業所自らの措置により、人身に損傷なく、かつ、第三者に脅威を及ぼさない状態</p> <p>2.5.4 災害 大きい事故又は自然災害等により人身、設備等に損傷を及ぼし、第三者に脅威を与え、あるいは外部に援助を要請するような状態</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的 法に基づき、当該事業所の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>3.2 位置付け 危害予防規程は、当該事業所の特別規程として明確に位置付ける。</p> <p>3.3 保安教育計画との関連 危害予防規程は、別に定める保安教育計画と一体のものとする。なお、危害予防規程と不可分の関係にある保安教育計画についても当該事業所の特別規程として位置付ける。</p> <p>3.4 危害予防規程に掲げるべき事項 冷凍保安規則第 35 条第 2 項に定められた事項とその細目に対応するこの指針の項目等を表 1 に示す。</p>	<p>2.5.3 事故 破壊、漏えい、火災又は爆発等が起こり、緊急措置を必要とし、設備に若干の損害を生ずるが、事業所自らの措置により、人身に損傷なく、かつ、第三者に脅威を及ぼさない状態</p> <p>2.5.4 災害 大きい事故又は自然災害等により人身、設備等に損傷を及ぼし、第三者に脅威を与え、あるいは外部に援助を要請するような状態</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的 法に基づき、当該事業所の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>3.2 位置付け 危害予防規程は、当該事業所の特別規程として明確に位置付ける。</p> <p>3.3 保安教育計画との関連 危害予防規程は、別に定める保安教育計画と一体のものとする。なお、危害予防規程と不可分の関係にある保安教育計画についても当該事業所の特別規程として位置付ける。</p> <p>3.4 危害予防規程に掲げるべき事項 冷凍保安規則第 35 条第 2 項に定められた事項とその細目に対応するこの指針の項目等を表 1 に示す。</p>

改正案		現行	
表 1－保安規則の規定事項と対応する該当等		表 1－保安規則の規定事項と対応する該当等	
規則第 35 条第 2 項に掲げられた事項	左欄の事項の細目に対応するこの指針の該当項	規則第 35 条第 2 項に掲げられた事項	左欄の事項の細目に対応するこの指針の該当項
(1)法第 8 条の第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項	第 1 号は 6.1 第 2 号は 6.4 及び 7	(1)法第 8 条の第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項	第 1 号は 6.1 第 2 号は 6.4 及び 7
(2)保安管理体制並びに冷凍保安責任者の職務の範囲に関する事。こと。	保安管理体制は 4 冷凍保安責任者の職務は 5.2	(2)保安管理体制並びに冷凍保安責任者の職務の範囲に関する事。こと。	保安管理体制は 4 冷凍保安責任者の職務は 5.2
(3)製造設備の安全な運転及び操作に関する事。こと。 〔(1)に掲げるものを除く〕	6.1 及び 7	(3)製造設備の安全な運転及び操作に関する事。こと。 〔(1)に掲げるものを除く〕	6.1 及び 7
(4)製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事。こと	6.4	(4)製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事。こと	6.4
(5)製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関する事。こと。	6.6	(5)製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関する事。こと。	6.6
(6)製造施設が危険な状態になったときの措置及び訓練方法	8	(6)製造施設が危険な状態になったときの措置及び訓練方法	8
(7) 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事。こと。	9	(新規)	
(8)協力会社の作業の管理に関する事。こと。	5.2.5	(7)協力会社の作業の管理に関する事。こと。	5.2.5
(9)危害予防規程の周知方法及び違反した者の措置	10	(8)危害予防規程の周知方法及び違反した者の措置	9
(10)保安に係る記録に関する事。こと。	5.2.4、6.3、6.4b)、6.5a)、6.5b)、6.5c)、7.2.3、7.4、8.4、10.1、11.2 及び 11.3	(9)保安に係る記録に関する事。こと。	5.2.4、6.3、6.4b)、6.5a)、6.5b)、6.5c)、7.2.3、7.4、8.4、9.1、10.2 及び 10.3
(11)危害予防規程の作成及び変更の手続きに関する事。こと。	12	(10)危害予防規程の作成及び変更の手続きに関する事。こと。	11

改正案		現行	
(12)前各号に掲げるもののほか災害の発生防止に関する必要事項	6.1 及び 7.2	(11)前各号に掲げるもののほか災害の発生防止に関する必要事項	6.1 及び 7.2
<p>4 保安管理体制</p> <p>4.1 保安管理組織</p> <p>4.1.1 事業所内の組織</p> <p>保安管理の組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものとし、かつ、日常の保安管理と緊急時の指揮系統を組織化するとともに組織図を作成し、明確に定める。</p> <p>なお、保安管理組織図の例を附属書 Aに示す。</p> <p>4.1.2 事業所外の組織との関連</p> <p>当該事業所の保安管理組織は必要に応じ、当該事業所外の組織と連携のとれる保安管理組織とする。</p> <p>なお、事業所外の組織との関連図の例を附属書 Bに示す。</p> <p>4.1.3 冷凍保安責任者の選任</p> <p>冷凍保安責任者及び同代理者は、製造保安責任者免状を交付されている者の中から、製造施設の区分に応じ選任する。</p> <p>4.2 保安に関する協定</p> <p>4.2.1 事業所外との協定</p> <p>必要に応じ、地域内の高圧ガス共同防災体制に加入し、その協定に従い相互に協力し合うものとする。</p> <p>4.2.2 労働組合との協定</p> <p>労働争議及び事故又は災害の発生時における保安体制を確保するため、あらかじめ労働組合と必要な事項について協定する。</p> <p>4.2.3 協力会社との協定</p>		<p>4 保安管理体制</p> <p>4.1 保安管理組織</p> <p>4.1.1 事業所内の組織</p> <p>保安管理の組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものとし、かつ、日常の保安管理と緊急時の指揮系統を組織化するとともに組織図を作成し、明確に定める。</p> <p>なお、保安管理組織図の例を附属書 Aに示す。</p> <p>4.1.2 事業所外の組織との関連</p> <p>当該事業所の保安管理組織は必要に応じ、当該事業所外の組織と連携のとれる保安管理組織とする。</p> <p>なお、事業所外の組織との関連図の例を附属書 Bに示す。</p> <p>4.1.3 冷凍保安責任者の選任</p> <p>冷凍保安責任者及び同代理者は、製造保安責任者免状を交付されている者の中から、製造施設の区分に応じ選任する。</p> <p>4.2 保安に関する協定</p> <p>4.2.1 事業所外との協定</p> <p>必要に応じ、地域内の高圧ガス共同防災体制に加入し、その協定に従い相互に協力し合うものとする。</p> <p>4.2.2 労働組合との協定</p> <p>労働争議及び事故又は災害の発生時における保安体制を確保するため、あらかじめ労働組合と必要な事項について協定する。</p> <p>4.2.3 協力会社との協定</p>	

改正案	現行
<p>事故・災害の発生時の防災体制に協力会社の応援を求める場合には、協力会社と必要な事項について協定する。</p> <p>4.3 規則、規定類の管理</p> <p>4.3.1 関連する規定類</p> <p>危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規定類を十分に整備する。また、規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。</p> <p>4.3.2 制定の方法等</p> <p>規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正整備する。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確にする。</p> <p>4.4 保安査察</p> <p>経営者は、製造施設の保安状況を査察し、事業所の長及び冷凍保安責任者の意見を聴き、保安確保に関する指導をする。</p> <p>5 事業所の長及び取扱責任者の職務</p> <p>5.1 事業所の長の職務</p> <p>事業所の長は、当該事業所の保安に関する全般の業務を統括し、別に定めた保安教育計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>5.2 冷凍保安責任者及び同代理者の職務</p> <p>冷凍保安責任者は、事業所の長を補佐し、当該製造施設の保安に関する業務を管理するとともに、部下を監督する。また、同代理者は、冷凍保安責任者を補佐するとともに、冷凍保安責任者の不在等のときに、その職務を代行する。</p> <p>冷凍保安責任者及びその代理者の所管の製造施設に関する具体的職務は、次のように定める。</p> <p>5.2.1 製造施設及び製造の方法の管理</p> <p>製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等</p>	<p>事故・災害の発生時の防災体制に協力会社の応援を求める場合には、協力会社と必要な事項について協定する。</p> <p>4.3 規則、規定類の管理</p> <p>4.3.1 関連する規定類</p> <p>危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規定類を十分に整備する。また、規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。</p> <p>4.3.2 制定の方法等</p> <p>規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正整備する。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確にする。</p> <p>4.4 保安査察</p> <p>経営者は、製造施設の保安状況を査察し、事業所の長及び冷凍保安責任者の意見を聴き、保安確保に関する指導をする。</p> <p>5 事業所の長及び取扱責任者の職務</p> <p>5.1 事業所の長の職務</p> <p>事業所の長は、当該事業所の保安に関する全般の業務を統括し、別に定めた保安教育計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>5.2 冷凍保安責任者及び同代理者の職務</p> <p>冷凍保安責任者は、事業所の長を補佐し、当該製造施設の保安に関する業務を管理するとともに、部下を監督する。また、同代理者は、冷凍保安責任者を補佐するとともに、冷凍保安責任者の不在等のときに、その職務を代行する。</p> <p>冷凍保安責任者及びその代理者の所管の製造施設に関する具体的職務は、次のように定める。</p> <p>5.2.1 製造施設及び製造の方法の管理</p> <p>製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等</p>

改正案	現行
<p>で定められた技術上の基準に適合するように監督する。</p> <p>5.2.2 製造設備の運転管理 製造設備の安全な運転及び操作に関し部下を訓練し、監督する。</p> <p>5.2.3 製造施設の維持及び管理 保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。</p> <p>5.2.4 製造施設の巡視点検及び検査 巡視点検を保安規則等に基づき行いその記録等から必要な措置を講ずる。 また、都道府県知事、<u>指定都市の長</u>、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。） 又は、指定保安検査機関が行う保安検査に立会い、必要な対策を講じる。</p> <p>5.2.5 協力会社の保安管理 協力会社に対し、保安に関し必要な指導をする。</p> <p>5.2.6 異常状態に対する措置 製造施設が異常になったときの適切な措置を講ずる。</p> <p>5.2.7 保安教育の計画及び実施 保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。また、関係者 に対し、所管の製造施設に関する保安教育訓練を実施する。</p> <p>6 施設に関する保安管理 冷凍保安責任者は、法第 8 条第 1 号に定められた製造施設の技術基準に関し、 所管の製造施設が保安規則等に適合するよう管理する。</p> <p>6.1 製造施設の技術基準 施設の技術基準は、法第 8 条第 1 号に定められた製造のための製造施設の位 置・構造及び設備の技術上の基準並びに当該事業所の技術基準とする。</p> <p>6.1.1 製造設備の位置、建物の構造等 機械室、防液堤等の建造物の構造、警戒標の位置等に係るもの</p>	<p>で定められた技術上の基準に適合するように監督する。</p> <p>5.2.2 製造設備の運転管理 製造設備の安全な運転及び操作に関し部下を訓練し、監督する。</p> <p>5.2.3 製造施設の維持及び管理 保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。</p> <p>5.2.4 製造施設の巡視点検及び検査 巡視点検を保安規則等に基づき行いその記録等から必要な措置を講ずる。 また、都道府県知事、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は、指定保 安検査機関が行う保安検査に立会い、必要な対策を講じる。</p> <p>5.2.5 協力会社の保安管理 協力会社に対し、保安に関し必要な指導をする。</p> <p>5.2.6 異常状態に対する措置 製造施設が異常になったときの適切な措置を講ずる。</p> <p>5.2.7 保安教育の計画及び実施 保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。また、関係者 に対し、所管の製造施設に関する保安教育訓練を実施する。</p> <p>6 施設に関する保安管理 冷凍保安責任者は、法第 8 条第 1 号に定められた製造施設の技術基準に関し、 所管の製造施設が保安規則等に適合するよう管理する。</p> <p>6.1 製造施設の技術基準 施設の技術基準は、法第 8 条第 1 号に定められた製造のための製造施設の位 置・構造及び設備の技術上の基準並びに当該事業所の技術基準とする。</p> <p>6.1.1 製造設備の位置、建物の構造等 機械室、防液堤等の建造物の構造、警戒標の位置等に係るもの</p>

改正案	現 行
<p>6.1.2 製造設備の構造等 定置式製造設備、移動式製造設備についての機能、構造（気密な構造）等に係るもの</p> <p>6.1.3 安全装置、測定機器等 安全弁、破裂板、溶栓、圧力逃がし装置、高圧遮断装置及び圧力計の位置、機能、構造、数量等に係るもの これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.1.4 保安設備の構造等 低圧遮断装置、油圧保護装置、過負荷保護装置、断水保護装置、凍結防止装置、消火設備、除害設備、ガス漏えい検知警報設備、機械換気（通風）装置等の保安設備の位置、機能、構造、数量等に係るもの これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.2 設備管理の規定類の作成及び実施 施設管理の規定は、次の事項について作成し、常に整備して関係者に周知し、かつ、実施する。</p> <p>a) 保全工事管理 b) 自主検査 c) 保安設備の取扱い d) 測定機器の取扱い e) 火気の取扱い f) 工具、防具取扱い g) 立入制限等</p> <p>6.3 施設の保安管理記録</p>	<p>6.1.2 製造設備の構造等 定置式製造設備、移動式製造設備についての機能、構造（気密な構造）等に係るもの</p> <p>6.1.3 安全装置、測定機器等 安全弁、破裂板、溶栓、圧力逃がし装置、高圧遮断装置及び圧力計の位置、機能、構造、数量等に係るもの これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.1.4 保安設備の構造等 低圧遮断装置、油圧保護装置、過負荷保護装置、断水保護装置、凍結防止装置、消火設備、除害設備、ガス漏えい検知警報設備、機械換気（通風）装置等の保安設備の位置、機能、構造、数量等に係るもの これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.2 設備管理の規定類の作成及び実施 施設管理の規定は、次の事項について作成し、常に整備して関係者に周知し、かつ、実施する。</p> <p>a) 保全工事管理 b) 自主検査 c) 保安設備の取扱い d) 測定機器の取扱い e) 火気の取扱い f) 工具、防具取扱い g) 立入制限等</p> <p>6.3 施設の保安管理記録</p>

改正案	現 行
<p>施設は、その履歴及び保全に関する必要事項を記録し、事業所の長の検印を受ける。</p> <p>6.4 巡視点検</p> <p>a) 冷凍保安責任者は、当該事業所の製造施設について定期的に巡視点検を行い異常の有無を確認する。</p> <p>b) 異常を認めた場合は、その状況、異常のあった年月日及びそれに対して講じた措置を記録する。</p> <p>c) 巡視点検は、事業所の実態に応じ、あらかじめ定められた点検実施要領（チェックリスト等）により行う。</p> <p>d) 事業所の長は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>6.5 保安検査等</p> <p>a) 事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。</p> <p>b) 冷凍保安責任者は、都道府県知事、<u>指定都市の長</u>、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。</p> <p>なお、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書を都道府県知事又は指定都市の長に提出する。</p> <p>c) 保安検査等の記録は、10年間保存する。</p> <p>6.6 工事・修理等を行うときの保安管理</p> <p>a) 製造施設の工事・修理等を行うときは、あらかじめ、作業計画を立て、関係者と協議の上で実施する。</p> <p>b) 冷媒設備の工事・修理等は、工事全般の作業に関する工事（作業）責任者を定め、監督に当たらせる。</p> <p>c) 事業所の長及び冷凍保安責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対し</p>	<p>施設は、その履歴及び保全に関する必要事項を記録し、事業所の長の検印を受ける。</p> <p>6.4 巡視点検</p> <p>a) 冷凍保安責任者は、当該事業所の製造施設について定期的に巡視点検を行い異常の有無を確認する。</p> <p>b) 異常を認めた場合は、その状況、異常のあった年月日及びそれに対して講じた措置を記録する。</p> <p>c) 巡視点検は、事業所の実態に応じ、あらかじめ定められた点検実施要領（チェックリスト等）により行う。</p> <p>d) 事業所の長は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>6.5 保安検査等</p> <p>a) 事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。</p> <p>b) 冷凍保安責任者は、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。</p> <p>なお、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書を都道府県知事に提出する。</p> <p>c) 保安検査等の記録は、10年間保存する。</p> <p>6.6 工事・修理等を行うときの保安管理</p> <p>a) 製造施設の工事・修理等を行うときは、あらかじめ、作業計画を立て、関係者と協議の上で実施する。</p> <p>b) 冷媒設備の工事・修理等は、工事全般の作業に関する工事（作業）責任者を定め、監督に当たらせる。</p> <p>c) 事業所の長及び冷凍保安責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対し</p>

改正案	現 行
<p>あらかじめ教育を行い周知する。</p> <p>d) 冷凍保安責任者は、工事着手前に、必要に応じ冷媒ガスの置換その他必要な保安措置を確認し、また、工事完了後及び運転開始に際しても、必要な保安措置を確認する。</p> <p>7 運転、操作等に関する保安管理</p> <p>法第8条第2号に定められた製造の方法の基準に関し、当該事業所の製造施設が冷凍保安規則等に適合するよう管理する。</p> <p>7.1 運転及びその管理を行う者</p> <p>a) 冷凍保安責任者は、冷媒設備の運転を管理し、部下の行う運転及び操作を監督する。</p> <p>b) 運転及び操作は熟練者が行い、未熟練者が行うときは熟練者が直接監督指導する。</p> <p>7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施</p> <p>7.2.1 作成及び整備</p> <p>製造施設に関する技術説明書、マニュアル、チェックリスト等を整備するとともに運転及び操作に必要な規定類を作成し、運転関係者に周知する。</p> <p>規定類はプロセス又は設備の変更等に応じ改訂整備する。</p> <p>7.2.2 運転条件</p> <p>正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。</p> <p>7.2.3 巡視点検基準</p> <p>巡視点検基準を定め、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、1日1回以上、施設を巡視点検して保安の確認を行い、その結果を記録し、必要な</p>	<p>あらかじめ教育を行い周知する。</p> <p>d) 冷凍保安責任者は、工事着手前に、必要に応じ冷媒ガスの置換その他必要な保安措置を確認し、また、工事完了後及び運転開始に際しても、必要な保安措置を確認する。</p> <p>7 運転、操作等に関する保安管理</p> <p>法第8条第2号に定められた製造の方法の基準に関し、当該事業所の製造施設が冷凍保安規則等に適合するよう管理する。</p> <p>7.1 運転及びその管理を行う者</p> <p>a) 冷凍保安責任者は、冷媒設備の運転を管理し、部下の行う運転及び操作を監督する。</p> <p>b) 運転及び操作は熟練者が行い、未熟練者が行うときは熟練者が直接監督指導する。</p> <p>7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施</p> <p>7.2.1 作成及び整備</p> <p>製造施設に関する技術説明書、マニュアル、チェックリスト等を整備するとともに運転及び操作に必要な規定類を作成し、運転関係者に周知する。</p> <p>規定類はプロセス又は設備の変更等に応じ改訂整備する。</p> <p>7.2.2 運転条件</p> <p>正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。</p> <p>7.2.3 巡視点検基準</p> <p>巡視点検基準を定め、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、1日1回以上、施設を巡視点検して保安の確認を行い、その結果を記録し、必要な</p>

改正案	現行
<p>対策を講ずる。</p> <p>7.3 製造の方法 法第8条第2号の製造の方法の技術上の基準に基づき実施する。</p> <p>7.4 交替勤務の引継 交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、各直の運転操作員が実施する。また、必要な引継事項は記録する。</p> <p>7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止 夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として、平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。</p> <p>8 異常状態に対する措置</p> <p>8.1 不調・故障に対する措置 運転又は用役の不調・故障に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。また、異常の原因を調査し、対策を検討する。</p> <p>8.2 事故・災害に対する措置 事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施すること。 その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関する内容を内容とする。</p> <p>8.3 人身事故に対する措置 人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓練する。</p> <p>8.4 異常状態に関する記録 異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、10年間保存する。また、その結果</p>	<p>対策を講ずる。</p> <p>7.3 製造の方法 法第8条第2号の製造の方法の技術上の基準に基づき実施する。</p> <p>7.4 交替勤務の引継 交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、各直の運転操作員が実施する。また、必要な引継事項は記録する。</p> <p>7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止 夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として、平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。</p> <p>8 異常状態に対する措置</p> <p>8.1 不調・故障に対する措置 運転又は用役の不調・故障に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。また、異常の原因を調査し、対策を検討する。</p> <p>8.2 事故・災害に対する措置 事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施すること。 その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関する内容を内容とする。</p> <p>8.3 人身事故に対する措置 人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓練する。</p> <p>8.4 異常状態に関する記録 異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、10年間保存する。また、その結果</p>

改正案	現行
<p>を検討し、保安技術の向上に資する。</p> <p>8.5 関係事業所、協力会社等との関連</p> <p>事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。</p> <p>9 大規模な地震に係る防災及び減災対策</p> <p>9.1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立</p> <p>事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し、地震発生時における行動基準を策定する。また、事業所の緊急時の防災体制と役割等を定め、関係者に周知する。</p> <p>9.2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施</p> <p>地震発生時における情報周知訓練、製造設備の緊急停止措置訓練、避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練を行う。また、関係事業所、行政機関（警察、消防）、近隣住民等との連携を想定した防災訓練、避難訓練を行う。</p> <p>9.3 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認</p> <p>事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食料や必需品の確保状況等を確認する。消費期限等に伴い食料等を更新する。</p> <p>9.4 その他必要な教育訓練等の実施</p> <p>9.2 に示す訓練の他、次のような訓練を行う。</p> <p>a) 事業所の被災状況の関係行政機関（警察、消防、自治体）への通報訓練</p> <p>b) 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練</p> <p>c) 地震や津波の終息後における製造施設の被害状況確認訓練</p> <p>d) 保安に係る設備等に関する操作方法又は作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置</p>	<p>を検討し、保安技術の向上に資する。</p> <p>8.5 関係事業所、協力会社等との関連</p> <p>事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。</p>

改正案	現 行
<p>10 保安教育等</p> <p>10.1 保安教育の計画及び実施</p> <p>当該事業所が制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。製造施設及び製造の方法を変更したときも同様とする。</p> <p>実施した結果は記録し活用する。</p> <p>10.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用</p> <p>危害予防規程は、関係する従業者及び協力会社の従業者に教育して周知徹底させ、また、規定類は保安上の責任範囲及び安全な作業の要領を定めて、対象者別に教育訓練し活用する。</p> <p>10.3 事故・災害対策訓練</p> <p>事故・災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。また、地域内の高圧ガス共同防災訓練等に参加する。</p> <p>10.4 改善提案等</p> <p>広く従業者に対し、保安に関する改善提案を奨励し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。</p> <p>10.5 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p>危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を講ずる。</p>	<p>9 保安教育等</p> <p>9.1 保安教育の計画及び実施</p> <p>当該事業所が制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。製造施設及び製造の方法を変更したときも同様とする。</p> <p>実施した結果は記録し活用する。</p> <p>9.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用</p> <p>危害予防規程は、関係する従業者及び協力会社の従業者に教育して周知徹底させ、また、規定類は保安上の責任範囲及び安全な作業の要領を定めて、対象者別に教育訓練し活用する。</p> <p>9.3 事故・災害対策訓練</p> <p>事故・災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。また、地域内の高圧ガス共同防災訓練等に参加する。</p> <p>9.4 改善提案等</p> <p>広く従業者に対し、保安に関する改善提案を奨励し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。</p> <p>9.5 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p>危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を講ずる。</p>
<p>11 記録の備えつけ</p> <p>11.1 製造施設の記録</p> <p>高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書をはじめ、第6項から第7項に掲げる事項についての記録は、常に整備して日常の保安管理に活用する。</p> <p>11.2 運転日誌</p>	<p>10 記録の備えつけ</p> <p>10.1 製造施設の記録</p> <p>高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書をはじめ、第6項から第7項に掲げる事項についての記録は、常に整備して日常の保安管理に活用する。</p> <p>10.2 運転日誌</p>

改正案	現 行
<p>運転及び保全の適正を期すため、運転日誌を備え、第一種製造者の業態並びに製造設備に応じ、点検して記録する。また、冷凍保安責任者は、記録を確認した上、上司の閲覧を受ける。</p> <p>11.3 記録の保存</p> <p>製造施設の保安管理及び保安教育訓練に関する記録の保存期間は、各項において規定するものを除き、3 年以上とする。ただし、都道府県知事又は<u>指定都市の長</u>の許可に係るものは事業所（当該許可に係るものに限る。）が廃止されるまでとする。</p> <p>12 危害予防規程の制定及び変更</p> <p>12.1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>危害予防規程は、経営者又は事業所長が冷凍保安責任者を含む関係者と協議して、当該事業所の実態に則して制定する。また、変更するときも同様とする。</p> <p>12.2 届出及び発効</p> <p>経営者又は事業所長は、制定又は変更する危害予防規程について、都道府県知事又は<u>指定都市の長</u>に届け出る。届け出した危害予防規程は即日発効する。</p> <p>12.3 経過の記録</p> <p>危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。</p> <p>a) 制定又は変更年月日</p> <p>b) 届出受理番号及び届出受理年月日</p> <p>13 対象となる事業所が追加で定めなければならない事項</p> <p><u>冷凍保安規則第 35 条第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項の対象となる事業所</u>が定めなければならない事項に対する追加の指針を次に示す。</p>	<p>運転及び保全の適正を期すため、運転日誌を備え、第一種製造者の業態並びに製造設備に応じ、点検して記録する。また、冷凍保安責任者は、記録を確認した上、上司の閲覧を受ける。</p> <p>10.3 記録の保存</p> <p>製造施設の保安管理及び保安教育訓練に関する記録の保存期間は、各項において規定するものを除き、3 年以上とする。ただし、都道府県知事の許可に係るものは事業所（当該許可に係るものに限る。）が廃止されるまでとする。</p> <p>11 危害予防規程の制定及び変更</p> <p>11.1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>危害予防規程は、経営者又は事業所長が冷凍保安責任者を含む関係者と協議して、当該事業所の実態に則して制定する。また、変更するときも同様とする。</p> <p>11.2 届出及び発効</p> <p>経営者又は事業所長は、制定又は変更する危害予防規程について、都道府県知事に届け出る。届け出した危害予防規程は即日発効する。</p> <p>11.3 経過の記録</p> <p>危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。</p> <p>a) 制定又は変更年月日</p> <p>b) 届出受理番号及び届出受理年月日</p>

改正案	現行
<p>a) 地震防災規程の指針 <u>冷凍保安規則第 35 条第 3 項の対象となる事業所が定めなければならない事項</u> <u>に対する指針を附属書 C に示す。</u></p> <p>b) 南海トラフ地震防災規程の指針 <u>冷凍保安規則第 35 条第 5 項の対象となる事業所が定めなければならない事項</u> <u>に対する指針を附属書 D に示す。</u></p> <p>c) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針 <u>冷凍保安規則第 35 条第 7 項の対象となる事業所が定めなければならない事項</u> <u>に対する指針を附属書 E に示す。</u></p> <p>d) 津波防災規程の指針 <u>冷凍保安規則第 35 条第 9 項の対象となる事業所が定めなければならない事項</u> <u>に対する指針を附属書 F に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">危害予防規程の指針（その 2）</p> <p>1 適用範囲 この指針は、冷凍保安規則第 36 条第 2 項に規定されている施設に係る冷凍保安責任者を選任する必要のない第一種製造者の事業所を対象とする。</p> <p>2 用語の定義 この指針で用いる用語の定義は、冷凍保安規則、容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次による。</p>	<p style="text-align: center;">危害予防規程の指針（その 2）</p> <p>1 適用範囲 この指針は、冷凍保安規則第 36 条第 2 項に規定されている施設に係る冷凍保安責任者を選任する必要のない第一種製造者の事業所を対象とする。</p> <p>2 用語の定義 この指針で用いる用語の定義は、冷凍保安規則、容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次による。</p>

改正案	現 行
<p>2.1 保安規則等 冷凍保安規則、容器保安規則、一般高圧ガス保安規則及びこれらに基づく告示、 例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>2.2 特別規程 法により制定することが義務づけられた規程等</p> <p>2.3 規定類 会社又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等</p> <p>2.4 協力会社 高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う請負会社、外 注会社等</p> <p>2.5 異常状態 異常の原因、程度及び被害の状況により区分される 2.5.1～2.5.4 の不調、故障、 事故及び災害を総称したもの</p> <p>2.5.1 不調 正常でない乱れた状態であるが、運転を停止することなく、正常に戻しうる状 態</p> <p>2.5.2 故障 設備を正常な手順により停止して、補修等の措置を要するが、人員に損傷なく、</p>	<p>2.1 保安規則等 冷凍保安規則、容器保安規則、一般高圧ガス保安規則及びこれらに基づく告示、 例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>2.2 特別規程 法により制定することが義務づけられた規程等</p> <p>2.3 規定類 会社又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等</p> <p>2.4 協力会社 高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う請負会社、外 注会社等</p> <p>2.5 異常状態 異常の原因、程度及び被害の状況により区分される 2.5.1～2.5.4 の不調、故障、 事故及び災害を総称したもの</p> <p>2.5.1 不調 正常でない乱れた状態であるが、運転を停止することなく、正常に戻しうる状 態</p> <p>2.5.2 故障 設備を正常な手順により停止して、補修等の措置を要するが、人員に損傷なく、</p>

改正案	現 行
<p>また、その設備以外には損害を及ぼさない状態</p> <p>2.5.3 事故</p> <p>破壊、漏えい、火災又は爆発等が起こり、緊急措置を必要とし、設備に若干の損害を生ずるが、事業所自らの措置により、人身に損傷なく、かつ、第三者に脅威を及ぼさない状態</p> <p>2.5.4 災害</p> <p>大きい事故又は自然災害等により人身、設備等に損傷を及ぼし、第三者に脅威を与え、あるいは外部に援助を要請するような状態</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>法に基づき、当該事業所の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>3.2 位置付け</p> <p>危害予防規程は、当該事業所の特別規程として明確に位置付ける。</p> <p>3.3 保安教育計画との関連</p> <p>危害予防規程は、別に定める保安教育計画と一体のものとする。なお、危害予防規程と不可分の関係にある保安教育計画についても当該事業所の特別規程として位置付ける。</p> <p>3.4 危害予防規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第 35 条第 2 項に定められた事項とその細目に対応するこの指針の項目等を表 1 に示す。</p>	<p>また、その設備以外には損害を及ぼさない状態</p> <p>2.5.3 事故</p> <p>破壊、漏えい、火災又は爆発等が起こり、緊急措置を必要とし、設備に若干の損害を生ずるが、事業所自らの措置により、人身に損傷なく、かつ、第三者に脅威を及ぼさない状態</p> <p>2.5.4 災害</p> <p>大きい事故又は自然災害等により人身、設備等に損傷を及ぼし、第三者に脅威を与え、あるいは外部に援助を要請するような状態</p> <p>3 危害予防規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>法に基づき、当該事業所の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>3.2 位置付け</p> <p>危害予防規程は、当該事業所の特別規程として明確に位置付ける。</p> <p>3.3 保安教育計画との関連</p> <p>危害予防規程は、別に定める保安教育計画と一体のものとする。なお、危害予防規程と不可分の関係にある保安教育計画についても当該事業所の特別規程として位置付ける。</p> <p>3.4 危害予防規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第 35 条第 2 項に定められた事項とその細目に対応するこの指針の項目等を表 1 に示す。</p>

改正案		現行	
表 1－保安規則の規定事項と対応する該当等		表 1－保安規則の規定事項と対応する該当等	
規則第 35 条第 2 項に掲げられた事項	左欄の事項の細目に対応するこの指針の該当項	規則第 35 条第 2 項に掲げられた事項	左欄の事項の細目に対応するこの指針の該当項
(1)法第 8 条の第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項	第 1 号は 6.1 第 2 号は 6.4 及び 7	(1)法第 8 条の第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項	第 1 号は 6.1 第 2 号は 6.4 及び 7
(2)保安管理体制並びに冷凍保安責任者の職務の範囲に関する事。こと。	保安管理体制は 4 冷凍保安責任者の職務は 5.2	(2)保安管理体制並びに冷凍保安責任者の職務の範囲に関する事。こと。	保安管理体制は 4 冷凍保安責任者の職務は 5.2
(3)製造設備の安全な運転及び操作に関する事。こと。 〔(1)に掲げるものを除く〕	6.1 及び 7	(3)製造設備の安全な運転及び操作に関する事。こと。 〔(1)に掲げるものを除く〕	6.1 及び 7
(4)製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事。こと	6.4	(4)製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事。こと	6.4
(5)製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関する事。こと。	6.6	(5)製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関する事。こと。	6.6
(6)製造施設が危険な状態になったときの措置及び訓練方法	8	(6)製造施設が危険な状態になったときの措置及び訓練方法	8
(7) 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事。こと。	9	(新規)	
(8)協力会社の作業の管理に関する事。こと。	5.2.5	(7)協力会社の作業の管理に関する事。こと。	5.2.5
(9)危害予防規程の周知方法及び違反した者の措置	10	(8)危害予防規程の周知方法及び違反した者の措置	9
(10)保安に係る記録に関する事。こと。	5.2.4、6.3、6.4b)、6.5a)、6.5b)、6.5c)、7.2.3、7.4、8.4、10.1、11.2 及び 11.3	(9)保安に係る記録に関する事。こと。	5.2.4、6.3、6.4b)、6.5a)、6.5b)、6.5c)、7.2.3、7.4、8.4、9.1、10.2 及び 10.3
(11)危害予防規程の作成及び変更の手続きに関する事。こと。	12	(10)危害予防規程の作成及び変更の手続きに関する事。こと。	11

改正案		現行	
(12)前各号に掲げるもののほか災害の発生防止に関する必要事項	6.1 及び 7.2	(11)前各号に掲げるもののほか災害の発生防止に関する必要事項	6.1 及び 7.2
<p>4 保安管理体制</p> <p>4.1 保安管理組織</p> <p>4.1.1 事業所内の組織</p> <p>保安管理の組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものとし、かつ、日常の保安管理と緊急時の指揮系統を組織化するとともに組織図を作成し、明確に定める。</p> <p>なお、保安管理組織図の例を附属書 Aに示す。</p> <p>4.1.2 事業所外の組織との関連</p> <p>当該事業所の保安管理組織は必要に応じ、当該事業所外の組織と連携のとれる保安管理組織とする。</p> <p>なお、事業所外の組織との関連図の例を附属書 Bに示す。</p> <p>4.1.3 取扱責任者の選任</p> <p>事業所の長は、当該事業所の製造施設の保安に関し、十分な知識経験を有する者の中から取扱責任者を選任する。</p> <p>4.2 保安に関する協定</p> <p>4.2.1 事業所外との協定</p> <p>必要に応じ、地域内の高圧ガス共同防災体制に加入し、その協定に従い相互に協力し合うものとする。</p> <p>4.2.2 労働組合との協定</p> <p>労働争議及び事故又は災害の発生時における保安体制を確保するため、あらかじめ労働組合と必要な事項について協定する。</p> <p>4.2.3 協力会社との協定</p>		<p>4 保安管理体制</p> <p>4.1 保安管理組織</p> <p>4.1.1 事業所内の組織</p> <p>保安管理の組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものとし、かつ、日常の保安管理と緊急時の指揮系統を組織化するとともに組織図を作成し、明確に定める。</p> <p>なお、保安管理組織図の例を附属書 Aに示す。</p> <p>4.1.2 事業所外の組織との関連</p> <p>当該事業所の保安管理組織は必要に応じ、当該事業所外の組織と連携のとれる保安管理組織とする。</p> <p>なお、事業所外の組織との関連図の例を附属書 Bに示す。</p> <p>4.1.3 取扱責任者の選任</p> <p>事業所の長は、当該事業所の製造施設の保安に関し、十分な知識経験を有する者の中から取扱責任者を選任する。</p> <p>4.2 保安に関する協定</p> <p>4.2.1 事業所外との協定</p> <p>必要に応じ、地域内の高圧ガス共同防災体制に加入し、その協定に従い相互に協力し合うものとする。</p> <p>4.2.2 労働組合との協定</p> <p>労働争議及び事故又は災害の発生時における保安体制を確保するため、あらかじめ労働組合と必要な事項について協定する。</p> <p>4.2.3 協力会社との協定</p>	

改正案	現行
<p>事故・災害の発生時の防災体制に協力会社の応援を求める場合には、協力会社と必要な事項について協定する。</p> <p>4.3 規則、規定類の管理</p> <p>4.3.1 関連する規定類</p> <p>危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規定類を十分に整備する。また、規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。</p> <p>4.3.2 制定の方法等</p> <p>規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正整備する。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確にする。</p> <p>4.4 保安査察</p> <p>経営者は、製造施設の保安状況を査察し、事業所の長及び冷凍保安責任者の意見を聴き、保安確保に関する指導をする。</p> <p>5 事業所の長及び取扱責任者の職務</p> <p>5.1 事業所の長の職務</p> <p>事業所の長は、当該事業所の保安に関する全般の業務を統括し、別に定めた保安教育計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>5.2 取扱責任者の職務</p> <p>取扱責任者は、事業所の長を補佐し、当該事業所の製造施設の保安に関する業務に関し、直接その任に当たるとともに、部下を監督する。</p> <p>取扱責任者の所管の製造施設に関する具体的職務は、次のように定める。</p> <p>5.2.1 製造施設及び製造の方法の管理</p> <p>製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。</p> <p>5.2.2 製造設備の運転管理</p>	<p>事故・災害の発生時の防災体制に協力会社の応援を求める場合には、協力会社と必要な事項について協定する。</p> <p>4.3 規則、規定類の管理</p> <p>4.3.1 関連する規定類</p> <p>危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規定類を十分に整備する。また、規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。</p> <p>4.3.2 制定の方法等</p> <p>規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正整備する。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確にする。</p> <p>4.4 保安査察</p> <p>経営者は、製造施設の保安状況を査察し、事業所の長及び冷凍保安責任者の意見を聴き、保安確保に関する指導をする。</p> <p>5 事業所の長及び取扱責任者の職務</p> <p>5.1 事業所の長の職務</p> <p>事業所の長は、当該事業所の保安に関する全般の業務を統括し、別に定めた保安教育計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>5.2 取扱責任者の職務</p> <p>取扱責任者は、事業所の長を補佐し、当該事業所の製造施設の保安に関する業務に関し、直接その任に当たるとともに、部下を監督する。</p> <p>取扱責任者の所管の製造施設に関する具体的職務は、次のように定める。</p> <p>5.2.1 製造施設及び製造の方法の管理</p> <p>製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。</p> <p>5.2.2 製造設備の運転管理</p>

改正案	現行
<p>製造設備の安全な運転及び操作に関し部下を訓練し、監督する。</p> <p>5.2.3 製造施設の維持及び管理 保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。</p> <p>5.2.4 製造施設の巡視点検及び検査 巡視点検を保安規則等に基づき行いその記録等から必要な措置を講ずる。 また、都道府県知事、指定都市の長、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は、指定保安検査機関が行う保安検査に立会い、必要な対策を講じる。</p> <p>5.2.5 協力会社の保安管理 協力会社に対し、保安に関し必要な指導をする。</p> <p>5.2.6 異常状態に対する措置 製造施設が異常になったときの適切な措置を講ずる。</p> <p>5.2.7 保安教育の計画及び実施 保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。また、関係者に対し、所管の製造施設に関する保安教育訓練を実施する。</p> <p>6 施設に関する保安管理 取扱責任者は、法第 8 条第 1 号に定められた製造施設の技術基準に関し、所管の製造施設が保安規則等に適合するよう管理する。</p> <p>6.1 製造施設の技術基準 施設の技術基準は、法第 8 条第 1 号に定められた製造のための製造施設の位置・構造及び設備の技術上の基準並びに当該事業所の技術基準とする。</p> <p>6.1.1 製造設備の位置、建物の構造等 機械室、防液堤等の建造物の構造、警戒標の位置等に係るもの</p> <p>6.1.2 製造設備の構造等 定置式製造設備、移動式製造設備についての機能、構造（気密な構造）等に係</p>	<p>製造設備の安全な運転及び操作に関し部下を訓練し、監督する。</p> <p>5.2.3 製造施設の維持及び管理 保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。</p> <p>5.2.4 製造施設の巡視点検及び検査 巡視点検を保安規則等に基づき行いその記録等から必要な措置を講ずる。 また、都道府県知事、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は、指定保安検査機関が行う保安検査に立会い、必要な対策を講じる。</p> <p>5.2.5 協力会社の保安管理 協力会社に対し、保安に関し必要な指導をする。</p> <p>5.2.6 異常状態に対する措置 製造施設が異常になったときの適切な措置を講ずる。</p> <p>5.2.7 保安教育の計画及び実施 保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。また、関係者に対し、所管の製造施設に関する保安教育訓練を実施する。</p> <p>6 施設に関する保安管理 取扱責任者は、法第 8 条第 1 号に定められた製造施設の技術基準に関し、所管の製造施設が保安規則等に適合するよう管理する。</p> <p>6.1 製造施設の技術基準 施設の技術基準は、法第 8 条第 1 号に定められた製造のための製造施設の位置・構造及び設備の技術上の基準並びに当該事業所の技術基準とする。</p> <p>6.1.1 製造設備の位置、建物の構造等 機械室、防液堤等の建造物の構造、警戒標の位置等に係るもの</p> <p>6.1.2 製造設備の構造等 定置式製造設備、移動式製造設備についての機能、構造（気密な構造）等に係</p>

改正案	現行
<p>るもの</p> <p>6.1.3 安全装置、測定機器等</p> <p>安全弁、破裂板、溶栓、圧力逃がし装置、高圧遮断装置及び圧力計の位置、機能、構造、数量等に係るもの</p> <p>これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.1.4 保安設備の構造等</p> <p>低圧遮断装置、油圧保護装置、過負荷保護装置、断水保護装置、凍結防止装置、消火設備、除害設備、ガス漏えい検知警報設備、機械換気（通風）装置等の保安設備の位置、機能、構造、数量等に係るもの</p> <p>これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.2 設備管理の規定類の作成及び実施</p> <p>施設管理の規定は、次の事項について作成し、常に整備して関係者に周知し、かつ、実施する。</p> <p>a) 保全工事管理</p> <p>b) 自主検査</p> <p>c) 保安設備の取扱い</p> <p>d) 測定機器の取扱い</p> <p>e) 火気の取扱い</p> <p>f) 工具、防具取扱い</p> <p>g) 立入制限等</p> <p>6.3 施設の保安管理記録</p> <p>施設は、その履歴及び保全に関する必要事項を記録し、事業所の長の検印を受ける。</p>	<p>るもの</p> <p>6.1.3 安全装置、測定機器等</p> <p>安全弁、破裂板、溶栓、圧力逃がし装置、高圧遮断装置及び圧力計の位置、機能、構造、数量等に係るもの</p> <p>これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.1.4 保安設備の構造等</p> <p>低圧遮断装置、油圧保護装置、過負荷保護装置、断水保護装置、凍結防止装置、消火設備、除害設備、ガス漏えい検知警報設備、機械換気（通風）装置等の保安設備の位置、機能、構造、数量等に係るもの</p> <p>これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。</p> <p>6.2 設備管理の規定類の作成及び実施</p> <p>施設管理の規定は、次の事項について作成し、常に整備して関係者に周知し、かつ、実施する。</p> <p>a) 保全工事管理</p> <p>b) 自主検査</p> <p>c) 保安設備の取扱い</p> <p>d) 測定機器の取扱い</p> <p>e) 火気の取扱い</p> <p>f) 工具、防具取扱い</p> <p>g) 立入制限等</p> <p>6.3 施設の保安管理記録</p> <p>施設は、その履歴及び保全に関する必要事項を記録し、事業所の長の検印を受ける。</p>

改正案	現 行
<p>6.4 巡視点検</p> <p>a) 取扱責任者は、当該事業所の製造施設について定期的に巡視点検を行い異常の有無を確認する。</p> <p>b) 異常を認めた場合は、その状況、異常のあった年月日及びそれに対して講じた措置を記録する。</p> <p>c) 巡視点検は、事業所の実態に応じ、あらかじめ定められた点検実施要領（チェックリスト等）により行う。</p> <p>d) 事業所の長は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>6.5 保安検査等</p> <p>a) 事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。</p> <p>b) 取扱責任者は、都道府県知事、<u>指定都市の長</u>、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。</p> <p>なお、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書を都道府県知事又は<u>指定都市の長</u>に提出すること。</p> <p>c) 保安検査等の記録は、10年間保存する。</p> <p>6.6 工事・修理等を行うときの保安管理</p> <p>a) 製造施設の工事・修理等を行うときは、あらかじめ、作業計画を立て、関係者と協議の上で実施する。</p> <p>b) 冷媒設備の工事・修理等は、工事全般の作業に関する工事（作業）責任者を定め、監督に当たらせる。</p> <p>c) 事業所の長及び取扱責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対しあらかじめ教育を行い周知する。</p> <p>d) 取扱責任者は、工事着手前に、必要に応じ冷媒ガスの置換その他必要な保安</p>	<p>6.4 巡視点検</p> <p>a) 取扱責任者は、当該事業所の製造施設について定期的に巡視点検を行い異常の有無を確認する。</p> <p>b) 異常を認めた場合は、その状況、異常のあった年月日及びそれに対して講じた措置を記録する。</p> <p>c) 巡視点検は、事業所の実態に応じ、あらかじめ定められた点検実施要領（チェックリスト等）により行う。</p> <p>d) 事業所の長は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>6.5 保安検査等</p> <p>a) 事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。</p> <p>b) 取扱責任者は、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。</p> <p>なお、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書を都道府県知事に提出すること。</p> <p>c) 保安検査等の記録は、10年間保存する。</p> <p>6.6 工事・修理等を行うときの保安管理</p> <p>a) 製造施設の工事・修理等を行うときは、あらかじめ、作業計画を立て、関係者と協議の上で実施する。</p> <p>b) 冷媒設備の工事・修理等は、工事全般の作業に関する工事（作業）責任者を定め、監督に当たらせる。</p> <p>c) 事業所の長及び取扱責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対しあらかじめ教育を行い周知する。</p> <p>d) 取扱責任者は、工事着手前に、必要に応じ冷媒ガスの置換その他必要な保安</p>

改正案	現行
<p>措置を確認し、また、工事完了後及び運転開始に際しても、必要な保安措置を確認する。</p>	<p>措置を確認し、また、工事完了後及び運転開始に際しても、必要な保安措置を確認する。</p>
<p>7 運転、操作等に関する保安管理</p>	<p>7 運転、操作等に関する保安管理</p>
<p>法第8条第2号に定められた製造の方法の基準に関し、当該事業所の製造施設が冷凍保安規則等に適合するよう管理する。</p>	<p>法第8条第2号に定められた製造の方法の基準に関し、当該事業所の製造施設が冷凍保安規則等に適合するよう管理する。</p>
<p>7.1 運転及びその管理を行う者</p>	<p>7.1 運転及びその管理を行う者</p>
<p>a) 取扱責任者は、冷媒設備の運転を管理し、部下の行う運転及び操作を監督する。</p>	<p>a) 取扱責任者は、冷媒設備の運転を管理し、部下の行う運転及び操作を監督する。</p>
<p>b) 運転及び操作は熟練者が行い、未熟練者が行うときは熟練者が直接監督指導する。</p>	<p>b) 運転及び操作は熟練者が行い、未熟練者が行うときは熟練者が直接監督指導する。</p>
<p>7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施</p>	<p>7.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施</p>
<p>7.2.1 作成及び整備</p>	<p>7.2.1 作成及び整備</p>
<p>製造施設に関する技術説明書、マニュアル、チェックリスト等を整備するとともに運転及び操作に必要な規定類を作成し、運転関係者に周知する。</p>	<p>製造施設に関する技術説明書、マニュアル、チェックリスト等を整備するとともに運転及び操作に必要な規定類を作成し、運転関係者に周知する。</p>
<p>規定類はプロセス又は設備の変更等に応じ改訂整備する。</p>	<p>規定類はプロセス又は設備の変更等に応じ改訂整備する。</p>
<p>7.2.2 運転条件</p>	<p>7.2.2 運転条件</p>
<p>正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。</p>	<p>正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。</p>
<p>7.2.3 巡視点検基準</p>	<p>7.2.3 巡視点検基準</p>
<p>巡視点検基準を定め、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、1日1回以上、施設を巡視点検して保安の確認を行い、その結果を記録し、必要な対策を講ずる。</p>	<p>巡視点検基準を定め、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、1日1回以上、施設を巡視点検して保安の確認を行い、その結果を記録し、必要な対策を講ずる。</p>
<p>7.3 製造の方法</p>	<p>7.3 製造の方法</p>

改正案	現行
<p>法第8条第2号の製造の方法の技術上の基準に基づき実施する。</p> <p>7.4 交替勤務の引継</p> <p>交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、各直の運転操作員が実施する。また、必要な引継事項は記録する。</p> <p>7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止</p> <p>夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として、平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。</p> <p>8 異常状態に対する措置</p> <p>8.1 不調・故障に対する措置</p> <p>運転又は用役の不調・故障に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。また、異常の原因を調査し、対策を検討する。</p> <p>8.2 事故・災害に対する措置</p> <p>事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施すること。</p> <p>その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関する内容を内容とする。</p> <p>8.3 人身事故に対する措置</p> <p>人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓練する。</p> <p>8.4 異常状態に関する記録</p> <p>異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、10年間保存する。また、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。</p> <p>8.5 関係事業所、協力会社等との関連</p>	<p>法第8条第2号の製造の方法の技術上の基準に基づき実施する。</p> <p>7.4 交替勤務の引継</p> <p>交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、各直の運転操作員が実施する。また、必要な引継事項は記録する。</p> <p>7.5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止</p> <p>夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として、平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。</p> <p>8 異常状態に対する措置</p> <p>8.1 不調・故障に対する措置</p> <p>運転又は用役の不調・故障に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。また、異常の原因を調査し、対策を検討する。</p> <p>8.2 事故・災害に対する措置</p> <p>事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施すること。</p> <p>その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関する内容を内容とする。</p> <p>8.3 人身事故に対する措置</p> <p>人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓練する。</p> <p>8.4 異常状態に関する記録</p> <p>異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、10年間保存する。また、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。</p> <p>8.5 関係事業所、協力会社等との関連</p>

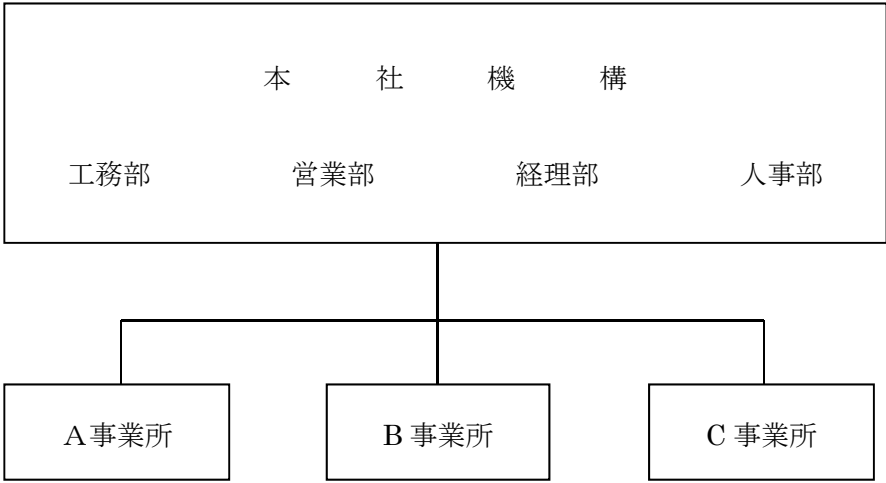
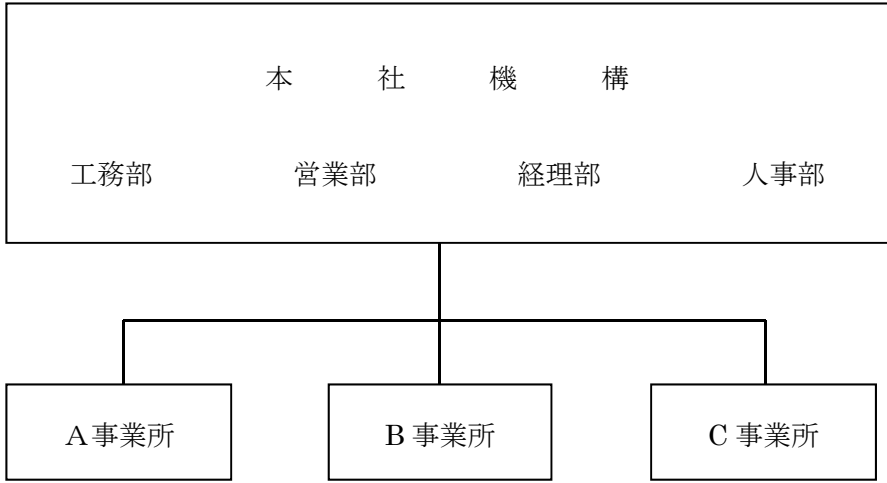
改正案	現行
<p>事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。</p> <p>9 大規模な地震に係る防災及び減災対策</p> <p>9.1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立</p> <p><u>事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し、地震発生時における行動基準を策定する。また、事業所の緊急時の防災体制と役割等を定め、関係者に周知する。</u></p> <p>9.2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施</p> <p><u>地震発生時における情報周知訓練、製造設備の緊急停止措置訓練、避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練を行う。また、関係事業所、行政機関、近隣住民等との連携を想定した防災訓練、避難訓練を行う。</u></p> <p>9.3 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認</p> <p><u>事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食料や必需品の確保状況等を確認する。消費期限等に伴い食料等を更新する。</u></p> <p>9.4 その他必要な教育訓練等の実施</p> <p><u>9.2 に示す訓練の他、次のような訓練を実施する。</u></p> <p>a) <u>事業所の被災状況の関係行政機関への通報訓練</u></p> <p>b) <u>事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練</u></p> <p>c) <u>地震や津波の終息後における製造施設の被害状況確認訓練</u></p> <p>d) <u>保安に係る設備等に関する操作方法又は作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置</u></p> <p>10 保安教育等</p>	<p>事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。</p> <p>9 保安教育等</p>

改正案	現 行
<p>10.1 保安教育の計画及び実施</p> <p>当該事業所が制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。製造施設及び製造の方法を変更したときも同様とする。</p> <p>実施した結果は記録し活用する。</p> <p>10.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用</p> <p>危害予防規程は、関係する従業者及び協力会社の従業者に教育して周知徹底させ、また、規定類は保安上の責任範囲及び安全な作業の要領を定めて、対象者別に教育訓練し活用する。</p> <p>10.3 事故・災害対策訓練</p> <p>事故・災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。また、地域内の高圧ガス共同防災訓練等に参加する。</p> <p>10.4 改善提案等</p> <p>広く従業者に対し、保安に関する改善提案を奨励し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。</p> <p>10.5 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p>危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を講ずる。</p>	<p>9.1 保安教育の計画及び実施</p> <p>当該事業所が制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。製造施設及び製造の方法を変更したときも同様とする。</p> <p>実施した結果は記録し活用する。</p> <p>9.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用</p> <p>危害予防規程は、関係する従業者及び協力会社の従業者に教育して周知徹底させ、また、規定類は保安上の責任範囲及び安全な作業の要領を定めて、対象者別に教育訓練し活用する。</p> <p>9.3 事故・災害対策訓練</p> <p>事故・災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。また、地域内の高圧ガス共同防災訓練等に参加する。</p> <p>9.4 改善提案等</p> <p>広く従業者に対し、保安に関する改善提案を奨励し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。</p> <p>9.5 危害予防規程等に違反した者の措置</p> <p>危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を講ずる。</p>
<p>11 記録の備えつけ</p> <p>11.1 製造施設の記録</p> <p>高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書をはじめ、第6項から第7項に掲げる事項についての記録は、常に整備して日常の保安管理に活用する。</p> <p>11.2 運転日誌</p> <p>運転及び保全の適正を期するため、運転日誌を備え、第一種製造者の業態並びに</p>	<p>10 記録の備えつけ</p> <p>10.1 製造施設の記録</p> <p>高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書をはじめ、第6項から第7項に掲げる事項についての記録は、常に整備して日常の保安管理に活用する。</p> <p>10.2 運転日誌</p> <p>運転及び保全の適正を期するため、運転日誌を備え、第一種製造者の業態並びに</p>

改正案	現行
<p>製造設備に応じ、点検して記録する。また、取扱責任者は、記録を確認した上、上司の閲覧を受ける。</p> <p>11.3 記録の保存</p> <p>製造施設の保安管理及び保安教育訓練に関する記録の保存期間は、各項において規定するものを除き、3 年以上とする。ただし、都道府県知事又は<u>指定都市の長</u>の許可に係るものは事業所（当該許可に係るものに限る。）が廃止されるまでとする。</p> <p>12 危害予防規程の制定及び変更</p> <p>12.1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>危害予防規程は、経営者又は事業所長が取扱責任者を含む関係者と協議して、当該事業所の実態に則して制定する。また、変更するときも同様とする。</p> <p>12.2 届出及び発効</p> <p>経営者又は事業所長は、制定又は変更する危害予防規程について、都道府県知事又は<u>指定都市の長</u>に届け出る。届け出した危害予防規程は即日発効する。</p> <p>12.3 経過の記録</p> <p>危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。</p> <p>a) 制定又は変更年月日</p> <p>b) 届出受理番号及び届出受理年月日</p> <p>13 対象となる事業所が追加で定めなければならない事項</p> <p><u>冷凍保安規則第 35 条第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項の対象となる事業所が定めなければならない事項に対する追加の指針を次に示す。</u></p> <p>a) 地震防災規程の指針</p>	<p>製造設備に応じ、点検して記録する。また、取扱責任者は、記録を確認した上、上司の閲覧を受ける。</p> <p>10.3 記録の保存</p> <p>製造施設の保安管理及び保安教育訓練に関する記録の保存期間は、各項において規定するものを除き、3 年以上とする。ただし、都道府県知事の許可に係るものは事業所（当該許可に係るものに限る。）が廃止されるまでとする。</p> <p>11 危害予防規程の制定及び変更</p> <p>11.1 作成、制定及び変更の方法</p> <p>危害予防規程は、経営者又は事業所長が取扱責任者を含む関係者と協議して、当該事業所の実態に則して制定する。また、変更するときも同様とする。</p> <p>11.2 届出及び発効</p> <p>経営者又は事業所長は、制定又は変更する危害予防規程について、都道府県知事に届け出る。届け出した危害予防規程は即日発効する。</p> <p>11.3 経過の記録</p> <p>危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。</p> <p>a) 制定又は変更年月日</p> <p>b) 届出受理番号及び届出受理年月日</p>

改正案	現行
<p><u>冷凍保安規則第 35 条第 3 項の対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書 C に示す。</u></p> <p>b) 南海トラフ地震防災規程の指針</p> <p><u>冷凍保安規則第 35 条第 5 項の対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書 D に示す。</u></p> <p>c) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</p> <p><u>冷凍保安規則第 35 条第 7 項の対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書 E に示す。</u></p> <p>d) 津波防災規程の指針</p> <p><u>冷凍保安規則第 35 条第 9 項の対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書 F に示す。</u></p>	

改正案	現 行
<p data-bbox="546 240 698 280" style="text-align: center;">附属書 A</p> <p data-bbox="571 336 674 376" style="text-align: center;">(参考)</p> <p data-bbox="454 432 790 472" style="text-align: center;">保安管理組織図の例</p> <p data-bbox="138 560 495 587">A.1 保安管理組織について</p> <p data-bbox="138 608 1104 831">保安管理組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものでなければならない。第一種製造者は、法に定めるところに従い冷凍保安責任者を、また、冷凍保安規則第 36 条第 2 項に該当する第一種製造者は、法には定めていないが取扱責任者を選任し、事業所における職務と責任を明確にすること。</p> <p data-bbox="138 847 1104 927">法により定められた冷凍保安責任者及び同代理者並びに取扱責任者は、原則として書面を用いて任命するものとする。</p> <p data-bbox="138 943 1104 1118">保安管理組織とは、当該組織と横の関係にある事業所の他の組織を一体として運営し、これらの組織を具体的に保安管理職制図として掲げるとともに、緊急時の防災体制が日常の保安管理体制と異なる場合には、その組織図も掲げる。</p> <p data-bbox="168 1134 465 1166">図 A にその一例を示す。</p>	<p data-bbox="1532 240 1684 280" style="text-align: center;">附属書 A</p> <p data-bbox="1556 336 1659 376" style="text-align: center;">(参考)</p> <p data-bbox="1440 432 1776 472" style="text-align: center;">保安管理組織図の例</p> <p data-bbox="1128 560 1485 587">A.1 保安管理組織について</p> <p data-bbox="1128 608 2094 831">保安管理組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものでなければならない。第一種製造者は、法に定めるところに従い冷凍保安責任者を、また、冷凍保安規則第 36 条第 2 項に該当する第一種製造者は、法には定めていないが取扱責任者を選任し、事業所における職務と責任を明確にすること。</p> <p data-bbox="1128 847 2094 927">法により定められた冷凍保安責任者及び同代理者並びに取扱責任者は、原則として書面を用いて任命するものとする。</p> <p data-bbox="1128 943 2094 1118">保安管理組織とは、当該組織と横の関係にある事業所の他の組織を一体として運営し、これらの組織を具体的に保安管理職制図として掲げるとともに、緊急時の防災体制が日常の保安管理体制と異なる場合には、その組織図も掲げる。</p> <p data-bbox="1158 1134 1456 1166">図 A にその一例を示す。</p>

改正案	現行
<p data-bbox="546 240 698 280">附属書 B</p> <p data-bbox="568 336 676 376">(参考)</p> <p data-bbox="360 432 884 472">事業所外の組織との関連図の例</p> <p data-bbox="141 560 618 590">B. 事業所外の組織との関連について</p> <p data-bbox="141 655 1104 735">本社の下に、幾つかの事業所があり、各事業所が全社的な統一管理機構で 連繋がとれた保安管理体制の関連を掲げる。</p> <p data-bbox="168 751 468 782">図 B にその一例を示す。</p> 	<p data-bbox="1532 240 1684 280">附属書 B</p> <p data-bbox="1554 336 1662 376">(参考)</p> <p data-bbox="1346 432 1870 472">事業所外の組織との関連図の例</p> <p data-bbox="1133 560 1610 590">B. 事業所外の組織との関連について</p> <p data-bbox="1133 655 2096 735">本社の下に、幾つかの事業所があり、各事業所が全社的な統一管理機構で 連繋がとれた保安管理体制の関連を掲げる。</p> <p data-bbox="1160 751 1460 782">図 B にその一例を示す。</p> 

改正案	現 行
<p data-bbox="241 172 1003 204">図 B 全社的な統一管理機構による保安管理体制の場合の例</p> <p data-bbox="546 240 698 280">附属書 C</p> <p data-bbox="568 336 676 376">(規定)</p> <p data-bbox="365 411 880 443">地震防災規程の指針</p> <p data-bbox="138 512 201 539">序文</p> <p data-bbox="138 560 1104 783">この<u>附属書</u>は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、大規模地震対策措置法(以下「地震法」という。)に関連する地震防災応急対策に係る措置に関する事項等(以下「地震防災規程」という。)に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、地震防災規程の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p data-bbox="152 847 241 874"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="138 1042 353 1069">C.1 用語の定義</p> <p data-bbox="138 1090 1104 1166">この<u>附属書</u>で用いる用語の定義は、法、地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p> <p data-bbox="138 1190 210 1217">C.1.1</p> <p data-bbox="138 1238 309 1265">地震防災細則</p> <p data-bbox="138 1286 1104 1362">当該事業所において、地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p>	<p data-bbox="1232 172 1993 204">図 B 全社的な統一管理機構による保安管理体制の場合の例</p> <p data-bbox="1507 272 1713 300">KHKS 1302</p> <p data-bbox="1368 316 1852 347">第一種製造者 冷凍関係事業所用</p> <p data-bbox="1352 411 1868 443">地震防災規程の指針</p> <p data-bbox="1128 512 1191 539">序文</p> <p data-bbox="1128 560 2094 783">この<u>指針</u>は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、大規模地震対策措置法(以下「地震法」という。)に関連する地震防災応急対策に係る措置に関する事項等(以下「地震防災規程」という。)に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、地震防災規程の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p data-bbox="1128 847 1288 874">1 適用範囲</p> <p data-bbox="1128 895 2094 971"><u>この指針は、法第5条第1項第2号の許可に係る第一種製造者（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く）の事業所を対象とする</u></p> <p data-bbox="1128 1042 1317 1069">2 用語の定義</p> <p data-bbox="1128 1090 2094 1166">この<u>指針</u>で用いる用語の定義は、法、地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p> <p data-bbox="1128 1190 1173 1217">2.1</p> <p data-bbox="1128 1238 1299 1265">地震防災細則</p> <p data-bbox="1128 1286 2094 1362">当該事業所において、地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p>

改正案	現 行
<p><u>C.2</u> 地震防災規程の目的等</p> <p><u>C.2.1</u> 目的</p> <p>法及び地震法に基づき、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)における当該事業所の地震防災に関し必要な事項を定め、もって地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>C.2.2</u> 地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第 35 条第 3 項に定められた事項とその細目に対応するこの<u>附属書</u>の項目を表 <u>C.1</u> に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>C.1</u>－保安規則の規定事項と対応する箇条等</p>	<p><u>3</u> 地震防災規程の目的等</p> <p><u>3.1</u> 目的</p> <p>法及び地震法に基づき、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)における当該事業所の地震防災に関し必要な事項を定め、もって地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>3.2</u> 地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第 35 条第 3 項に定められた事項とその細目に対応するこの<u>指針</u>の項目を表 1 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 1－保安規則の規定事項と対応する箇条等</p>

改正案		現行	
保安規則に定められた細目	この附属書のうち該当する項目	保安規則に定められた細目	この指針のうち該当する項目
大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び同条第13号に規定する警戒宣言の伝達に関すること。	<u>C.3.1</u>	大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び同条第13号に規定する警戒宣言の伝達に関すること。	<u>4.1</u>
警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関すること。	<u>C.3.3</u>	警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関すること。	<u>4.3</u>
警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関すること。	<u>C.3.2</u>	警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関すること。	<u>4.2</u>
警戒宣言が発せられた場合における防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び点検に関すること。	<u>C.3.5</u> 及び <u>C.3.6</u>	警戒宣言が発せられた場合における防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び点検に関すること。	<u>4.5</u> 及び <u>4.6</u>
警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、運転に関すること。	<u>C.3.6</u> 及び <u>C.3.7</u>	警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、運転に関すること。	<u>4.6</u> 及び <u>4.7</u>
その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。	<u>C.3.6</u> 及び <u>C.3.7</u>	その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。	<u>4.6</u> 及び <u>4.7</u>
地震防災に係る教育、訓練及び広報に関すること。	<u>C.5</u> 及び <u>C.6</u>	地震防災に係る教育、訓練及び広報に関すること。	<u>6</u> 及び <u>7</u>
<p>C.3 地震防災応急対策</p> <p>警戒宣言が発令されたとき、<u>C.3.1</u>～<u>C.3.7</u>の措置を地震防災細則の定めるところに従って講ずる。</p> <p>なお、地震防災細則には<u>C.3.1</u>～<u>C.3.7</u>の事項について、警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる具体的対策を定めるものとする。</p> <p>C.3.1 警戒宣言及び地震予知情報の伝達</p> <p>警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者、それらの情報の処理並びに事業所内</p>		<p>4 地震防災応急対策</p> <p>警戒宣言が発令されたとき、<u>4.1</u>～<u>4.7</u>の措置を地震防災細則の定めるところに従って講ずる。</p> <p>なお、地震防災細則には<u>4.1</u>～<u>4.7</u>の事項について、警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる具体的対策を定めるものとする。</p> <p>4.1 警戒宣言及び地震予知情報の伝達</p> <p>警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者、それらの情報の処理並びに事業所内</p>	

改正案	現行
<p>外の関係者への伝達の経路及び方法等に関する措置</p> <p>C.3.2 地震防災応急体制の確立</p> <p>動員の範囲、防災要員の確保等についての防災応急体制の確立</p> <p>C.3.3 避難等の勧告又は指示</p> <p>避難及び待機に関する対象者、時期、方法等についての勧告又は指示</p> <p>C.3.4 救急体制の確保</p> <p>救急要員、救急資器材及び救急薬剤の整備その他救急体制の確保</p> <p>C.3.5 消防、水防その他応急措置</p> <p>a) 消火用機器、散水装置、貯水施設等についての消火設備に関する作動テスト その他応急措置</p> <p>b) 防液堤その他排水及び防潮のための設備に関する応急措置</p> <p>C.3.6 施設及び設備の整備点検</p> <p>非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏えい検知器、除害設備、除害作業に必要な保護具等についての保安上必要な施設、設備及び防災資機材の整備点検</p> <p>C.3.7 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置</p> <p>a) 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱い作業、高所作業、荷役作業等の停止又は制御の措置</p> <p>b) タンクローリー移動式荷役設備等の入出荷設備に関する待避又は安全措置</p> <p>c) 落下防止、転倒防止等の安全措置</p> <p>d) その他災害の発生の防止又は軽減を図るための措置</p> <p>C.4 地震の警戒解除宣言に係る措置</p> <p>警戒解除宣言が発令されたとき、地震防災細則の定めるところに従って、警戒解除宣言を伝達し前項の規定により講じた措置(C.3.6に係るものを除く。)を解除</p>	<p>外の関係者への伝達の経路及び方法等に関する措置</p> <p>4.2 地震防災応急体制の確立</p> <p>動員の範囲、防災要員の確保等についての防災応急体制の確立</p> <p>4.3 避難等の勧告又は指示</p> <p>避難及び待機に関する対象者、時期、方法等についての勧告又は指示</p> <p>4.4 救急体制の確保</p> <p>救急要員、救急資器材及び救急薬剤の整備その他救急体制の確保</p> <p>4.5 消防、水防その他応急措置</p> <p>a) 消火用機器、散水装置、貯水施設等についての消火設備に関する作動テスト その他応急措置</p> <p>b) 防液堤その他排水及び防潮のための設備に関する応急措置</p> <p>4.6 施設及び設備の整備点検</p> <p>非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏えい検知器、除害設備、除害作業に必要な保護具等についての保安上必要な施設、設備及び防災資機材の整備点検</p> <p>4.7 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置</p> <p>a) 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱い作業、高所作業、荷役作業等の停止又は制御の措置</p> <p>b) タンクローリー移動式荷役設備等の入出荷設備に関する待避又は安全措置</p> <p>c) 落下防止、転倒防止等の安全措置</p> <p>d) その他災害の発生の防止又は軽減を図るための措置</p> <p>5 地震の警戒解除宣言に係る措置</p> <p>警戒解除宣言が発令されたとき、地震防災細則の定めるところに従って、警戒解除宣言を伝達し前項の規定により講じた措置(4.6に係るものを除く。)を解除す</p>

改正案	現行
<p>する。</p> <p>C.5 地震防災に係る教育訓練 警戒宣言が発令されたときの地震防災応急対策を円滑に行うため、次に掲げる事項に関する教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震に関する知識、地震法及び同施行令、地震防災規程及び同細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>b) <u>C.3</u>の地震防災応急対策の各号に関する訓練、関係事業所との共同防災訓練等の地震防災上必要な訓練</p> <p>C.6 地震防災に係る広報 事業所周辺の地域住民に対する地震防災に係る広報については、地震防災訓練その他必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p> <p>C.7 地震防災に係る保安統括者等の職務 事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。 事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p> <p>C.8 規程の制定又は変更 事業者は、地震防災規程を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事又は指定都市の長に届け出し、<u>届出先が都道府県知事の場合、その届け出をした地震防災規程の写しを市町村長に提出するものとする。</u></p>	<p>る。</p> <p>6 地震防災に係る教育訓練 警戒宣言が発令されたときの地震防災応急対策を円滑に行うため、次に掲げる事項に関する教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震に関する知識、地震法及び同施行令、地震防災規程及び同細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>b) <u>4</u>の地震防災応急対策の各号に関する訓練、関係事業所との共同防災訓練等の地震防災上必要な訓練</p> <p>7 地震防災に係る広報 事業所周辺の地域住民に対する地震防災に係る広報については、地震防災訓練その他必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p> <p>8 地震防災に係る保安統括者等の職務 事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。 事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p> <p>9 規程の制定又は変更 事業者は、<u>この</u>地震防災規程を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出し、その届け出をした地震防災規程の写しを市町村長に提出するものとする。</p>

改正案	現行
<p>これを変更したときも同様とする。</p> <p style="text-align: center;">附属書 D</p> <p style="text-align: center;">(規定)</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震防災規程の指針</p> <p>序文</p> <p>この<u>附属書</u>は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震法」という。）に関連する南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）に係る措置に関する事項等（以下「南海トラフ地震防災規程」という。）に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>(削除)</p> <p>D.1 用語の定義</p> <p>この<u>附属書</u>で用いる規程において掲げる用語の定義は、法、南海トラフ地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p>	<p>これを変更したときも同様とする。</p> <p style="text-align: center;">KHKS 1303</p> <p style="text-align: center;">第一種製造者 冷凍関係事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針</p> <p>序文</p> <p>この<u>指針</u>は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震法」という。）に関連する南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）に係る措置に関する事項等（以下「南海トラフ地震防災規程」という。）に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>1 適用範囲</p> <p><u>この指針は、冷凍保安規則の適用を受ける第一種製造者の事業所を対象とする。</u></p> <p>2 用語の定義</p> <p>この<u>指針</u>で用いる規程において掲げる用語の定義は、法、南海トラフ地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p>

改正案	現 行																
<p><u>D.1.1</u> 地震震防災細則</p> <p>当該事業所において、南海トラフ地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p> <p><u>D.2</u> 南海トラフ地震防災規程の目的等</p> <p><u>D.2.1</u> 目的</p> <p>法及び南海トラフ地震法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>D.2.2</u> 南海トラフ地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第35条第5項に定められた事項とその細目に対応するこの<u>附属書</u>の項目を表 <u>D.1</u> に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>D.1</u>—保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安規則に定められた事項</th> <th style="text-align: center;">この<u>附属書</u>のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td style="text-align: center;"><u>D.3</u></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</td> <td style="text-align: center;"><u>D.4b)</u></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td style="text-align: center;"><u>D.4a)</u>及び<u>D.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>D.3</u> 津波からの円滑な避難</p> <p>津波からの円滑な避難に関して、具体的な避難場所、方法、経路等につい</p>	保安規則に定められた事項	この <u>附属書</u> のうち該当する項目	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>D.3</u>	南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	<u>D.4b)</u>	南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>D.4a)</u> 及び <u>D.5</u>	<p><u>2.1</u> 地震震防災細則</p> <p>当該事業所において、南海トラフ地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p> <p><u>3</u> 南海トラフ地震防災規程の目的等</p> <p><u>3.1</u> 目的</p> <p>法及び南海トラフ地震法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>3.2</u> 南海トラフ地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第35条第5項に定められた事項とその細目に対応するこの<u>指針</u>の項目を表 1 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 1—保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安規則に定められた事項</th> <th style="text-align: center;">この<u>指針</u>のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</td> <td style="text-align: center;"><u>5 b)</u></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td style="text-align: center;"><u>5 a)</u>及び<u>6</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4</u> 津波からの円滑な避難</p> <p>津波からの円滑な避難に関して、具体的な避難場所、方法、経路等につい</p>	保安規則に定められた事項	この <u>指針</u> のうち該当する項目	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>4</u>	南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	<u>5 b)</u>	南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>5 a)</u> 及び <u>6</u>
保安規則に定められた事項	この <u>附属書</u> のうち該当する項目																
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>D.3</u>																
南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	<u>D.4b)</u>																
南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>D.4a)</u> 及び <u>D.5</u>																
保安規則に定められた事項	この <u>指針</u> のうち該当する項目																
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>4</u>																
南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	<u>5 b)</u>																
南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>5 a)</u> 及び <u>6</u>																

改正案	現行
<p>て地震防災細則に定め、その定めるところに従って避難する。</p> <p>D.4 地震防災に係る教育訓練</p> <p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震・津波に関する知識、南海トラフ地震法及び同法施行令、南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>b) <u>D.3</u>の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練</p> <p>D.5 地震防災に係る広報</p> <p>事業所周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報については、地震防災訓練その他必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p> <p>D.6 地震防災に係る事業所の長等の職務</p> <p>事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。</p> <p>事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p> <p>D.7 規程の制定又は変更</p> <p>事業者は、南海トラフ地震防災規程を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事又は指定都市の長に届け出る。<u>届出先が都道府県知事の場合、その届け出をした南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。</u></p>	<p>て地震防災細則に定め、その定めるところに従って避難する。</p> <p>5 地震防災に係る教育訓練</p> <p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震・津波に関する知識、南海トラフ地震法及び同法施行令、南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>b) <u>4</u>の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練</p> <p>6 地震防災に係る広報</p> <p>事業所周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報については、地震防災訓練その他必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p> <p>7 地震防災に係る事業所の長等の職務</p> <p>事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。</p> <p>事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p> <p>8 規程の制定又は変更</p> <p>事業者は、<u>この</u>南海トラフ地震防災規程を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。</p> <p>これを変更したときも同様とする。</p>

改正案	現行
<p>これを変更したときも同様とする。</p> <p style="text-align: center;">附属書 E</p> <p style="text-align: center;">(規定)</p> <p style="text-align: center;">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</p> <p>序文</p> <p>この<u>附属書</u>は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法」という。）に関連する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）に係る措置に関する事項等（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>(削除)</p> <p>E.1 用語の定義</p> <p>この<u>附属書</u>において掲げる用語の定義は、法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p>	<p style="text-align: center;">KHKS 1304</p> <p style="text-align: center;">第一種製造者 冷凍関係事業所用</p> <p style="text-align: center;">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</p> <p>序文</p> <p>この<u>指針</u>は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法」という。）に関連する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）に係る措置に関する事項等（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>1 適用範囲</p> <p><u>この指針は、冷凍保安規則の適用を受ける第一種製造者の事業所を対象とする。</u></p> <p>2 用語の定義</p> <p>この<u>指針</u>において掲げる用語の定義は、法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p>

改正案	現 行																
<p><u>E.1.1</u> 地震震防災細則</p> <p>当該事業所において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したものを。</p> <p><u>E.2</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の目的等</p> <p><u>E.2.1</u> 目的</p> <p>法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>E.2.2</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第35条第7項に定められた事項とその細目に対応するこの<u>附属書</u>の項目を表 <u>E.1</u> に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 <u>E.1</u>—保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" data-bbox="143 898 1102 1241"> <thead> <tr> <th>保安規則に定められた事項</th> <th>この<u>附属書</u>のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td><u>E.3</u></td> </tr> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項</td> <td><u>E.4b)</u></td> </tr> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td><u>E.4a)</u>及び<u>E.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>E.3</u> 津波からの円滑な避難</p>	保安規則に定められた事項	この <u>附属書</u> のうち該当する項目	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>E.3</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項	<u>E.4b)</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>E.4a)</u> 及び <u>E.5</u>	<p><u>2.1</u> 地震震防災細則</p> <p>当該事業所において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したものを。</p> <p><u>3</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の目的等</p> <p><u>3.1</u> 目的</p> <p>法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><u>3.2</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>冷凍保安規則第35条第7項に定められた事項とその細目に対応するこの<u>指針</u>の項目を表 1 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 1—保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" data-bbox="1128 898 2092 1241"> <thead> <tr> <th>保安規則に定められた事項</th> <th>この<u>指針</u>のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項</td> <td><u>5b)</u></td> </tr> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td><u>5a)</u>及び<u>6</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4</u> 津波からの円滑な避難</p>	保安規則に定められた事項	この <u>指針</u> のうち該当する項目	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>4</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項	<u>5b)</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>5a)</u> 及び <u>6</u>
保安規則に定められた事項	この <u>附属書</u> のうち該当する項目																
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>E.3</u>																
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項	<u>E.4b)</u>																
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>E.4a)</u> 及び <u>E.5</u>																
保安規則に定められた事項	この <u>指針</u> のうち該当する項目																
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<u>4</u>																
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項	<u>5b)</u>																
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<u>5a)</u> 及び <u>6</u>																

改正案	現 行
<p>津波からの円滑な避難に関して、津波に関する情報の伝達、具体的な避難場所、方法、経路等について地震防災細則に定め、その定めるところに従って避難する</p>	<p>津波からの円滑な避難に関して、津波に関する情報の伝達、具体的な避難場所、方法、経路等について地震防災細則に定め、その定めるところに従って避難する</p>
<p>E.4 地震防災に係る教育訓練</p>	<p>5 地震防災に係る教育訓練</p>
<p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p>	<p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p>
<p>a) 地震・津波に関する知識、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法及び同法施行令、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p>	<p>a) 地震・津波に関する知識、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法及び同法施行令、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p>
<p>b) E.3 の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練</p>	<p>b) 4 の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練</p>
<p>E.5 地震防災に係る広報</p>	<p>6 地震防災に係る広報</p>
<p>事業所周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報については、地震防災訓練その必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p>	<p>事業所周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報については、地震防災訓練その必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p>
<p>E.6 地震防災に係る事業所の長等の職務</p>	<p>7 地震防災に係る事業所の長等の職務</p>
<p>事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。</p>	<p>事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。</p>
<p>事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p>	<p>事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p>
<p>E.7 規程の制定又は変更</p>	<p>8 規程の制定又は変更</p>
<p>事業者は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を危害予防規程の</p>	<p>事業者は、<u>この</u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を危害予防規</p>

改正案	現行
<p data-bbox="141 172 1104 347">追加規程として制定し都道府県知事又は指定都市の長に届け出る。届出先が都道府県知事の場合、その届け出をした日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。これを変更したときも同様とする。</p> <p data-bbox="551 432 696 472" style="text-align: center;">附属書 F</p> <p data-bbox="568 528 678 568" style="text-align: center;">(規定)</p> <p data-bbox="477 603 770 639" style="text-align: center;"><u>津波防災規程の指針</u></p> <p data-bbox="141 703 203 735">序文</p> <p data-bbox="141 751 1104 975"><u>この附属書は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、津波防災地域づくりに関する法律に関連する津波対策に係る措置に関する事項等（以下「津波防災規程」という。）に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</u></p> <p data-bbox="141 991 1104 1118"><u>従って、各事業所は、この附属書を参考に各事業所の実状や実態に則した津波防災規程とするよう、自らの責任において必要な見直し、追加等を行った上で制定又は変更しなければならない。</u></p> <p data-bbox="141 1182 349 1214">F.1 用語の定義</p> <p data-bbox="141 1230 1104 1358"><u>この附属書で用いる規程において掲げる用語の定義は、法、津波防災地域づくりに関する法律及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</u></p>	<p data-bbox="1126 172 2089 300">程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。これを変更したときも同様とする。</p> <p data-bbox="1559 384 1668 424" style="text-align: center;">(新規)</p>

改正案	現行
<p><u>F.1.1</u> <u>津波防災細則</u> <u>当該事業所において、津波防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</u></p> <p><u>F.2 津波防災規程の目的等</u> <u>F.2.1 目的</u> <u>法及び津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定が設定された区域にある事業所に係る津波への対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>F.3.2 津波防災規程に掲げるべき事項</u> <u>冷凍保安規則第35条第9項に定められた事項とその細目に対応するこの附属書の項目を表 F.1 に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 F.1－保安規則の規定事項と対応する箇条等</u></p>	

改正案		現行
保安規則に定められた事項	この附属書のうち該当する項目	
津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。	<u>F.3</u> 及び <u>F.5.3</u>	
津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。	<u>F.5.2</u>	
津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。	<u>F.7</u>	
津波による製造設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。	<u>F.4.2</u> 及び <u>F.4.3</u>	
津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消火設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。	<u>F.5.1</u>	
津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。	<u>F.6</u>	
<u>F.3 情報の伝達等</u>		

改正案	現行
<p>F.3.1 情報の入手方法 <u>津波警報等の各種情報の入手手段の確保する。</u></p> <p>F.3.2 情報の処理及び事業所内外の従業員、協力会社社員等への伝達方法等 <u>次に掲げる事項について、規程する。</u></p> <p>a) <u>緊急時の対応組織</u></p> <p>b) <u>事業所内の従業員、入構中の協力会社社員、来訪者等の数、従事場所等を把握する措置</u></p> <p>c) <u>情報の伝達方法、伝達経路</u></p> <p>d) <u>情報の伝達が困難な場合の措置</u></p> <p>e) <u>津波警報等発令時の帰宅制限等</u></p> <p>f) <u>事業所外の従業員、通勤途上の従業員に対する措置</u></p> <p>g) <u>その他</u></p> <p>F.4 津波による高圧ガス製造施設の被害想定</p> <p>F.4.1 津波浸水予測 <u>国、都道府県が公表している津波の規模、浸水範囲等を踏まえた事業所の津波浸水状況を設定する。</u></p> <p>F.4.2 津波による高圧ガス製造施設の被害想定 <u>F.4.1の津波浸水予測等を活用し、また、過去に発生した震災による被害状況を参考とした被害を想定する。</u></p> <p>F.4.3 都道府県等への情報提供 <u>次に掲げる事項に関する、関係者への伝達方法について規定する。</u></p> <p>a) <u>評価をした被害想定等の情報についての都道府県及び市町村への提供のための措置</u></p> <p>b) <u>近隣住民への被害想定に関する情報提供</u></p>	

改正案	現行
<p>F.5 津波による高圧ガス製造施設の被害予防対策</p> <p>事業者は、津波浸水予測等に応じて、高圧ガス製造施設の安全確保のために、次に掲げる津波対策を規定する。</p> <p>F.5.1 高圧ガス製造施設の安全確保</p> <p>1) 津波浸水による被害を防ぐための措置</p> <p>2) 津波による浸水のおそれがある状況において、津波到達までの限られた時間で製造・入出荷設備を安全に停止又は漏洩等の被害を最小限にする等の措置</p> <p>3) 保安に係る設備に関する措置</p> <p>以下の保安に係る設備等に関する操作方法又は作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策</p> <p>(a) 緊急遮断装置</p> <p>(b) 消火設備</p> <p>(c) 防液堤</p> <p>(d) その他</p> <p>F.5.2 緊急停止措置等</p> <p>F.5.1 の措置及び高圧ガス設備の緊急停止措置等に係る従業員の安全な避難を大前提とした手順等を確立</p> <p>a) 緊急措置等の責任者及び不在時の代理者の権限の明確化</p> <p>b) 判断基準</p> <p>c) 操作手順</p> <p>F.5.3 事業所内外の全従業員の津波からの避難</p> <p>a) 浸水予測に応じた避難場所</p> <p>b) 浸水予測に応じた避難経路</p>	

改正案	現行
<p>c) <u>避難指示の伝達方法</u></p> <p>d) <u>食料及び避難場所での必需品の確保</u></p> <p>F.6 津波後の製造施設の保安の確保</p> <p><u>次に掲げる事項について、規定する。</u></p> <p>a) <u>津波後の製造施設の被害状況の確認</u></p> <p>b) <u>被害を受けた設備の応急措置</u></p> <p>F.7 教育訓練</p> <p><u>次に掲げる事項に関する教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</u></p> <p>a) <u>地震・津波に対する心構え、緊急時の体制</u></p> <p>b) <u>緊急措置訓練</u></p> <p>c) <u>避難訓練</u></p> <p>d) <u>事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認</u></p> <p>e) <u>その他必要な教育訓練</u></p> <p>F.8 規程の制定又は変更</p> <p><u>事業者は、津波防災規程を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした津波防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。これを変更したときも同様とする。</u></p>	